

平成22年10月5日

第2220号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

告 示

- 建築基準法による道路位置の指定（475・秋田地域振興局建設部）…………… 1
 ○建設業の許可の取り消し（476・由利地域振興局総務企画部）…………… 1

公 告

- 特定調達契約に係る一般競争入札の実施（秋田地域振興局総務企画部）…………… 1

海区漁業調整委員会指示

- さけ採捕の制限（1）…………… 3
 ○採捕の制限（2）…………… 3

告 示

秋田県告示第475号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第55号の規定により、道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定に基づき、公告する。

平成22年10月5日

秋田県知事 佐竹敬久

申請者の住所及び氏名	道路の位置の指定箇所	道路の延長	道路の幅員	指定年月日
有限会社マルセイ総合建築 代表取締役 目黒 精市	男鹿市船越字内子65－ 4, 65－5のうち	26.40メートル	4.00メートル	平成22年9月24日

秋田県告示第476号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成22年10月5日

秋田県知事 佐竹敬久

- 処分をした年月日
平成22年9月15日
- 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
山卯建設工業株式会社
にかほ市象潟町小砂川字アマクラ115番地10
代表取締役 伊 東 毅
秋田県知事許可（特－21）第1997号
- 処分の内容
土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、は装工事業、造園工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業許可の取り消し
- 処分の原因となった事実
平成22年9月14日付で土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、は装工事業、造園工事業及び水道施設工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

公 告

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6

第1項の規定に基づき、公告する。

平成22年10月5日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

- (1) 購入物品の名称及び購入予定数量
凍結抑制剤 (N a c l) 3,100トン
- (2) 購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間
契約締結の日から平成23年3月31日(木)まで
- (4) 納入場所
別途指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
- (3) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

3 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号010-0951 秋田市山王四丁目1番2号
秋田県秋田地域振興局総務企画部(電話番号018-860-3321)

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を守る条例(平成元年秋田県条例第29号)第1条第1項に規定する県の休日を除き、平成22年10月5日(火)から同月22日(金)までの期間、随時交付する。

4 入札執行の日時及び場所

平成22年11月15日(月)午後2時

秋田市山王四丁目1番2号 秋田県秋田地方総合庁舎5階入札室

5 入札保証金

秋田県財務規則(昭和39年秋田県規則第4号)第160条から第163条までに規定するところによる。

6 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札の方法

入札金額は、500キログラム当たりの単価とする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、小数点以下第4位までの金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 入札の無効

秋田県財務規則第166条に規定するところによる。

- (4) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより決定する。

- (5) 契約書作成の要否 要

- (6) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。

- (7) その他

詳細は、入札説明書による。

7 概要

Summary

1 Nature and quantity of item to be purchased : anti-freezing agents 3,100 t

2 Time-limit of tender : 2:00 P.M. 15 November, 2010

3 Contact point for the notice : General Affairs and Planning Sector, akita Regional Affairs

Department, Akita Prefectural Government, 4-1-2 sanno, akita City, Akita Prefecture
010-0951, Japan TEL 018-860-3321

海区漁業調整委員会指示

秋田海区漁業調整委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、秋田海区管内の沿岸海域に來遊するさけ資源の繁殖保護を図るため、次のとおり指示する。

平成22年10月5日

秋田海区漁業調整委員会会長 加藤和夫

（さけ採捕の制限）

次の表の左欄に掲げる海域においては、同表中欄に掲げる期間は同表右欄に掲げる漁業によりさけを採捕してはならない。ただし、天候等やむを得ない事情による場合は、当該期間を繰り延べることがある。

海 域	期 間	漁 業
男鹿市戸賀字加茂と同市船川港本山門前の境に設置した標柱から224度31分の線以北の海域	平成22年10月11日から同月18日までのうち連続4日間及び同年11月6日から同月15日までのうち1日間	定置漁業、小型定置漁業及び固定式さし網漁業
男鹿市戸賀字加茂と同市船川港本山門前の境に設置した標柱から224度31分の線以南の海域	平成22年10月11日から同月18日までのうち連続4日間	定置漁業、建網漁業、小型定置漁業及び固定式さし網漁業

秋田海区漁業調整委員会指示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、男鹿市大増川の河口付近に來遊するさけ資源の繁殖保護を図るため、次のとおり指示する。

平成22年10月5日

秋田海区漁業調整委員会会長 加藤和夫

（採捕の制限）

次に掲げる禁止区域及び禁止期間においては、さけを採捕してはならない。

- 1 禁止区域
男鹿市大増川河口中央から半径200メートル以内の海域
- 2 禁止期間
告示の日から平成22年12月31日まで

発行者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月 3,675円(税込み)	
印刷所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印刷者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目5番29号